



# 島根県報

平成27年10月6日（火）

第2,740号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

解除予定保安林 (森林整備課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中小企業課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 ( " ) 3

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 4

**告 示****島根県告示第667号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年10月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ソーシャルブ	訪問介護	西出雲ヘルパーステー	出雲市東園町725-3	平成27年10月1日
ランニングネットワーク	介護予防訪問介護	ション	ふりーぷらす東園501	

**島根県告示第668号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鹿足郡津和野町高峯字瀧ノ尾2175-3・2175-4（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

**島根県告示第669号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年10月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドン・キホーテ出雲店 島根県出雲市姫原町551-1 外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号
  - (3) 変更した事項
    - ア 大規模小売店舗の名称  
（変更前）ヤマダ電機テックランド出雲店  
（変更後）（仮称）ドン・キホーテ出雲店

## イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

(変更後) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

## ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

## (4) 変更の年月日

(3)ア：平成27年9月24日

(3)イ：平成20年7月1日

(3)ウ：平成27年9月24日

## 2 届出年月日

平成27年9月24日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第670号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドン・キホーテ出雲店 島根県出雲市姫原町551-1 外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

## (3) 変更しようとする事項

ア 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (変更前) 140立方メートル (別敷地の屋外)  
(変更後) 30立方メートル (屋内)
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前10時から午後9時まで  
(変更後) 24時間
- ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後9時まで  
(変更後) 24時間 (一部、午前6時から午後9時まで)
- エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 6箇所  
(変更後) 5箇所 (建物敷地内駐車場の西側出入口を閉鎖)
- オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前9時から午後9時まで  
(変更後) 午前6時から午後9時まで
- (4) 変更の年月日  
(3)ア：平成28年5月25日  
(3)イからオまで：平成27年11月30日
- 2 届出年月日  
平成27年9月24日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
出雲市経済環境部商工労働課 (出雲市今市町70番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島 根 県 病 院 局 告 示

### 島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額 (平成19年島根県病院局告示第1号) の一部を次のように改正し、平成27年10月9日から施行する。

平成27年10月6日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

インフルエンザ予防接種料の項中「4,320円」を「4,968円」に改める。